消火器具の設置が義務になりました!

消防法施行令の一部改正 平成 30 年 3 月 28 日公布 平成 31 年 10 月 1 日施行

【改正理由】

平成 28 年 12 月 22 日に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災等の事例等を鑑み、火を使用する設備又は器具(防火上有効な措置として総務省令で定めた措置が講じられたもの除く)を設けた飲食店等は、延べ面積にかかわらず、消火器具の設置が義務付けられました。

≪火を使用する設備又は器具≫ ガスコンロ、フライヤー、オーブンレンジなど

≪防火上有効な措置≫

調理油過熱防止装置、自動消火装置など

【消火器具の設置場所】

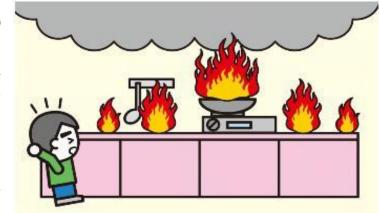
延べ面積 150 ㎡未満の飲食店等にうち、今回新たに消火器具の設置義務となった飲食店等は原則として火を使用する設備又は器具が設けられた階に限り消火器具を配置すること。

【消防用設備等点検及び報告】

消火器具の設置義務対象となる飲食店等は、6ヶ月ごとに機器

点検を行いその結果を1年に1回、消防署に報告する義務があります。

※ 自ら点検を行い報告することができます。(延べ面積 1,000 ㎡未満に限る)



【現に消火器を設置している場合】

旧基準の消火器は、設置が認められませんので新基準の消火器への取替えが必要となります。

問合せはお近くの消防署へ!

仙南地域広域行政事務組合消防本部 予防課 TeLO224-52-1050

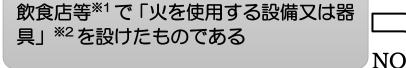
白石消防署予防係O224-25-2259柴田消防署予防係O224-55-2012白石消防署蔵王出張所O224-33-2011大河原消防署予防係O224-52-1136白石消防署七ヶ宿出張所O224-37-2100大河原消防署村田出張所O224-83-2408角田消防署予防係O224-63-1011大河原消防署川崎出張所O224-84-2370角田消防署丸森出張所O224-72-1244

≪フローチャート≫

NO

YES

YES



当該設備又は器具は、提供する飲食物の 調理目的で設置されている

∏ YES

熱源は電気※3のみである



「防火上有効な措置」※4を講じている



消火器具の設置義務あり※5

※5 設置後、6ヶ月毎に消火器具の機器点検を行い、年 1 回消防用設備等点検結果報告書によりその結果を管轄消防署に報告を要する

※1 (例):料理店、食堂、 喫茶店、レストラン、居酒 屋、スナック等

≪他の用途と複合している飲食店等も含まれる≫

※2 原則として厨房設備 又は調理を目的とした「火 を使用する器具」を対象と するものである

※3 「火を使用する設備 又は器具」が直接火を使用 しないものを除く

(例): IH 調理器具

※4 「防火上有効な措置」 とは、次に掲げる装置を設 けているものをいう

- ③ その他の危険な状態の 発生を防止するとともに、 発生時における被害を軽減する安全機能を有する 装置(過熱等により力セントガスボンベ内の圧力と 昇を感知し、ガスの供給を 停止することにより、消火 する圧力感知安全装置等)

消火器具の設置義務なし